○海上保安庁告示第百六十二号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、本牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年六月三十日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

本牧船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（本牧船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　本牧船舶通航信号所に関する告示（昭和四十九年海上保安庁告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

通信事項の項第一号ロ中「総トン数五、〇〇〇トン」を「長さ一六〇メートル」に改める。

（千葉船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　千葉船舶通航信号所に関する告示（昭和六十一年海上保安庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

通信事項の項第一号ロを次のように改める。

ロ　千葉航路及びその付近水域における長さ一四〇メートル以上の船舶、市原航路及びその付近水域における長さ一二五メートル以上の船舶並びに航路及びその付近水域における危険物を積載した総トン数一、〇〇〇トン以上の船舶の動向

（鹿島船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第三条　鹿島船舶通航信号所に関する告示（平成二十年海上保安庁告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

海岸局識別の項を次のように改める。

海岸局識別	
通報又は通信用	〇〇四三一〇三〇九（犬吠埼送受信所） 〇〇四三一〇三一二（磯埼送受信所）

通報に使用する用語の項を次のように改める。

通報又は通信に使用する用語	英語

通報事項の項中「鹿島水路（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第二十三条に掲げる鹿島港の鹿島水路をいう。）」を「鹿島水路（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第二十三条に掲げる鹿島港の鹿島水路をいう。以下「水路」という。）」に改める。

通報時間の項の次に次の二項を加える。

通信事項	主として水路及びその付近水域における船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項
通信時間	常時

記事の項第四号中「通報」を「通報及び通信」に改める。

○環境省告示第三十九号

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第十一条に規定する技術管理者試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出期限及び提出先並びに試験すべき事項について、同令第十二条及び第十三条の規定により、次のとおり告示する。

環境大臣　小沢　鋭仁

一　技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　平成二十二年十二月十九日（日曜日）

二　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

三　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、平成二十二年八月十八日（水曜日）から平成二十二年九月十七日（金曜日）までに、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（郵便事業株式会社上野支店私書箱第一一二号、電話番号〇三（五六一〇）三一五〇）に郵便により提出すること。

四　試験すべき事項

イ　土壌汚染の調査に関する技術的事項

ロ　土壌汚染の対策並びに汚染土壌の搬出、運搬及び処理に関する技術的事項

ハ　土壌汚染対策法その他環境関係法令に関する事項

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、環境の保全に関する事項

五　一から四までのほか、試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは、平成二十二年七月一日（木曜日）以降、土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（郵便事業株式会社上野支店私書箱第一一二号、電話番号〇三（五六一〇）三一五〇）に対して行うこと。

人事異動

金融庁

（検査局総務課統括検査官（第十二部門））内閣府事務官　池田　勝彦

願により本官を免ずる（六月二十五日）

法務省

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる

任期は平成二十三年十二月三十一日までとする

（各通）

検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる

（各通）（以上六月十八日）

検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する（六月二十六日）

新堀　敏彦

財務省

（近畿財務局長）財務事務官　森川　卓也

兼ねて近畿財務局総務部長事務取扱を命ずる

（近畿財務局総務部長）同　石川　紀

大臣官房付を命ずる

外務省に出向させる

（大臣官房審議官）同　林　信光

国際局長中尾武彦外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（以上六月二十四日）

桐生　哲雄　久保内卓亞

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

外務大臣　岡田　克也

次に掲げる者は、死刑、無期又は長期二年以上の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨、平成二十二年五月二十一日、警察庁から外務大臣に通報がされたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十二年八月三日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ケ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ケ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

返納すべき旅券				返納理由
氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	番号・発行年月日	名義人	
小沢　秀利（昭和五十一年十一月二日）	千葉県印西市木下一五二一―一一板倉荘一〇号室	ＴＦ八五七八四四〇（平成十二年十二月六日）	小沢　秀利	平成二十二年三月二十四日、和歌山簡易裁判所から窃盗事件被疑者として逮捕状が発付された。
安原　龍鳳（昭和五十一年八月十八日）	東京都中市住吉町一丁目七十五番地の十一ヒロハイツ一〇四	ＴＧ〇一〇六〇四二（平成十三年五月十日）	安原　龍鳳	平成二十二年五月十三日、横浜簡易裁判所から風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件被疑者として逮捕状が発付された。